

【寝屋川市地域防災計画(素案)】

変更箇所一覧 (新旧対照表)

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
1	総則・災害 予防策編	総則 —26	第1部 総則	—	第3節 災害の想定	1 府による地震被害想定 (1)平成18年度に府が公表した大規模地震(直下型)の被害想定	活断層による大阪府全域での被害想定(府実施)表「震度階級」	活断層による大阪府全域での被害想定(府実施)表「震度」
2	総則・災害 予防策編	総則 —32	第1部 総則	—	第3節 災害の想定	4 複合的に発生する災害	地震災害、風水害、人為的な原因による災害が複合的に発生する複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の可能性も考慮し、計画を策定する。	地震災害、風水害、人為的な原因による災害が複合的に発生する可能性も考慮し、計画を策定する。
3	総則・災害 予防策編	総則 —35	第1部 総則	—	第4節 防災ビジョン	3 各段階における災害対策の方向性	さらに、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。
4	総則・災害 予防策編	総則 —35	第1部 総則	—	第4節 防災ビジョン	3 各段階における災害対策の方向性 (2) 災害応急段階	迅速かつ円滑な対応が重要となる。災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。	迅速かつ円滑な対応が重要となる。災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。
5	総則・災害 予防策編	総則 —46	第1部 総則	—	第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		エヌ・ティ・エイ・コミュニケーションズ株式会社(関西営業支店)	NTTコミュニケーションズ株式会社(関西営業支店)
6	総則・災害 予防策編	総則 —46	第1部 総則	—	第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		(4)大阪ガス株式会社(導管事業部北東部導管部)、大阪ガスネットワーク株式会社 ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。 ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。	(4)大阪ガス株式会社(導管事業部北東部導管部) ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。 ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
7	総則・災害 予防対策編	総則 1-48	第1部 総則	—	第6節 防災関係機 関の処理すべき事 務又は業務の大綱	(15) 楽天モバイル株式会社 ア 電通信設備の整備と防災管理に関すること。 イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。 ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること。 エ 災害時における重要通話の確保に関すること。 オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。 カ 被災電通信設備の災害復旧事業の推進に関 すること。 キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。	記載なし	
8	総則・災害 予防対策編	総則 1-49	第1部 総則	—	第6節 防災関係機 関の処理すべき事 務又は業務の大綱	7 その他公共的団体 (5) 一般社団法人豊屋川市病院 協会(以下「病院協会」という。) ア	医療救護所及び市災害医療センター(以下「医療救 護所等」という。)	医療救護所
9	総則・災害 予防対策編	総則 1-51	第1部 総則	—	第7節 市民、事業者の基本 的責務	3 NPO・ボランティア等多様な機 関との連携	市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機 関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施 することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災 の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の 安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円 滑に行えるよう努めなければならない。 なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことか ら、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働し て活動できる環境の整備が必要である。	市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機 関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施 することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災 の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の 安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円 滑に行えるよう努めなければならない。
10	総則・災害 予防対策編	予防 1-1	第2部 災害予防策	第1章 災害に強いま ちづくり	第1節 都市の防災機能の 強化		都市の防災機能の強化に当たっては、河川、幹線道 路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら 、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民 の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基礎 施設の整備に努める。その際、「災害に強い都市つ くりガイドライン(平成17年1月改訂)」を活用する。 市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえ た居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑 制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の 機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高 める[Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)]及び 「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防 災・減災対策を講ずることにより、災害に強いまちの 形成を図る。	都市の防災機能の強化に当たっては、河川、幹線道 路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら 、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民 の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基礎 施設の整備に努める。その際、「災害に強い都市つ くりガイドライン(平成17年1月改訂)」を活用する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
11	総則・災害 予防対策編	予防 -2	第2部 災害予防 策	第1章 災害に 強いまちづくり	第1節 都市の防災 機能の強化	2 防災空間の整備 (1) 都市公園等の整備	避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の視点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)」「国土交通省 国土技術政策総合研究所監修)」「大阪府防災公園整備指針」(府都市整備部発行)を参考にする。	避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の視点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計に関するガイドライン(案)」「国土交通省都市局公園緑地・景観課、国土交通省国土技術政策総合研究所防災・メンテナンス基礎研究センター(緑化生態研究室)」「大阪府防災公園整備指針」(府都市整備部発行)を参考にする。
12	総則・災害 予防対策編	予防 -6	第2部 災害予防 策	第1章 災害に 強いまちづくり	第1節 都市の防災 機能の強化	7 ライフライン災害予防対策 (4) ガス(大阪ガス株式会社、大阪 ガスネットワーク株式会社)	(4) ガス(大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク 株式会社)	(4) ガス(大阪ガス株式会社)
13	総則・災害 予防対策編	予防 -6	第2部 災害予防 策	第1章 災害に 強いまちづくり	第1節 都市の防災 機能の強化	7 ライフライン災害予防対策 (5) 電気通信(西日本電信電話株式 会社等、KDDI株式会社(関西総支 社)、ソフトバンク株式会社、楽天モ バイル株式会社)	(4) (5) 電気通信(西日本電信電話株式会社等、KD D株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社)	(5) 電気通信(西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社)
14	総則・災害 予防対策編	予防 -8	第2部 災害予防 策	第1章 災害に強い まちづくり	第1節 都市の防災 機能の 強化	8 災害発生時の廃棄物処理体制 の確保 (3) 災害廃棄物等処理 材	災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援 ネットワーク(D.Waste Net)や災害廃棄物処理支援 員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等 に関して、ホームページ等において公開する等、周 知に努める。	災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援 ネットワーク(D.Waste Net)や地域ブロック協議会の 取組み等に関して、ホームページ等において公開す る等、周知に努める。
15	総則・災害 予防対策編	予防 -14	第2部 災害予防 策	第1章 災害に強い まちづくり	第3節 水害予防対策の推 進		市、府、国及び関係機関は、大雨・台風時のみならず、地震による下水道施設や河川構造物の被災を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。 (1) 河川の改修 (7) 国土交通大臣管理河川の改修(近畿地方整備局) b 河道改修やダム建設に加え、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、流域治水対策を進める。□	市、府、国及び関係機関は、大雨・台風時のみならず、地震による下水道施設や河川構造物の被災を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。 1 河川対策 (1) 河川の改修 (7) 国土交通大臣管理河川の改修(近畿地方整備局) b 河道改修やダム建設のほか、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
16	総則・災害 予防対策編	予防 -14	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第3節 水害予防対策の推 進	1 河川対策 (1) 河川の改修 ア	(ア) 国土交通大臣管理河川の改修(近畿地方整備局) a 200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修やダム建設を実施する。 b 河道改修やダムの建設に加え、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、流域治水対策を進める。 c 「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、洪水による毀滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。	(ア) 国土交通大臣管理河川の改修(近畿地方整備局) a 200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修やダムの建設を実施する。 b 河道改修やダムの建設のほか、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。 堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、淀川で高規格堤防(スーパード防)の整備を進める。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
17	総則・災害 予防対策編	予防 一17	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第3節 水害予防対策の推 進	3 水害減災対策 (1) 洪水予報及び水防警報等 才 浸水想定区域の指定・公表	(ア) 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 淀川水系洪水浸水想定区域図(平成29年6月、国が公表)・淀川の外水氾濫による浸水)は、想定し得る最大規模の降雨(淀川流域平均の24時間雨量約360mm)の雨量を想定して作成されている。 (イ) 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表している。 (略) (ウ) 府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。 (略) (オ) 市及び府は、市域において水位周知下水道を指定した場合、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。	(ア) 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 淀川水系洪水浸水想定区域図(平成29年6月、国が公表)・淀川の外水氾濫による浸水)は、想定し得る最大規模の降雨(淀川流域平均の24時間雨量約360mm)の雨量を想定して作成されている。 (イ) 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表している。 (略) (ウ) 府は、「今後の治水対策の進め方(平成22年6月)」に基づき、府管理の全154河川について、様々な降雨を想定し、氾濫による地先の「危険度(浸水深と氾濫水の流体力で評価)」等を洪水リスク表示図として平成24年3月に公表している。想定降雨は、1/10確率降雨(おおむね50mm/hr)、1/30確率降雨(おおむね65mm/hr)、1/100確率降雨(おおむね80mm/hr)及び1/200確率降雨(おおむね90mm/hr)としている。 (略) (オ) 市及び府は、市域において水位周知下水道を指定した場合、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
18	総則・災害 予防対策編	予防 一18	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第3節 水害予防対策の推 進	3 水害減災対策 (1) 洪水予報及び水防警報等 キ 洪水リスクの開示 (7) 洪水リスクの開示	府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想される区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。市県は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。	府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想される区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。市県は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
19	総則・災害 予防対策編	予防 -21	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第3節 水害予防対策の推 進	3 水害減災対策 (1) 洪水予報及び水防警報等 が浸水想定区域における円滑か つ迅速な避難の確保	(ウ) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に 関する計画や避難訓練の実施状況等について、定 期的に確認するよう努める。 かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等 を行う。	(ウ) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に 関する計画や避難訓練の実施状況等について、定 期的に確認するよう努める。
20	総則・災害 予防対策編	予防 -24	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第3節 水害予防対策の推 進	7 水防と河川管理等の連携 (2)	市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全 体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対 策を総合的かつ一体的に推進することを目的として 国や府が組織する「淀川流域治水協議会(淀川分 会・狭名川分会)」、「環屋川流域協議会」及び「府内各地域 の防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理 者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあ らゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進 するための密接な連携体制を構築する。また、河川 管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を 洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の重 要放流の取組を推進する。	市及び府は、国や府が組織する複合的な災害にも 多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる ためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推 進することを目的とした「淀川管内各地域の水防連絡協議 会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の 多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
21	総則・災害 予防対策編	予防 -26	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第4節 土砂災害予 防対策の推進		市、府及び国は、土砂災害を未然に防止するため、 危険な箇所における災害防止対策を実施する。 また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土 地の区域について、当該災害等に対するリスクの評 価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、 必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強 い土地利用の推進に努める。	市、府及び国は、土砂災害を未然に防止するため、 危険な箇所における災害防止対策を実施する。
22	総則・災害 予防対策編	予防 -29	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第4節 土砂災害予 防対策 の推進	3 土砂災害警戒区域等における 防災対策	(6) 斜面判定制度の活用 市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防 ボランティア協会等との連携により、斜面判定士によ る土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。	記載なし

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
23	総則・災害 予防対策編	予防 一29	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第4節 土砂災害予防対策 の推進	5 宅地造成及び盛土等対策 (1) 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの大 きい市街地又は市街地にならうとする土地の区域を 「宅地造成工事規制区域」(宅地造成等規制法第3 条)に指定する。 (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発 事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適 合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分 を行う。 (3) 市及び府は、宅地の災害発生を未然に防止する ため、宅地防災ハットールを実施し、危険な宅地に ついては防災措置を指導する。 (4) 市は、大規模造成地の位置や規模を示した、大 規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を 高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を 実施するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれ が大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他 の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するもの について、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を 行う。 (5) 市は、液状化発生危険性を示した液状化ハ ザードマップを作成・公表するよう努める。 (6) 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点 検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各 法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を 行うものとする。また、府は、当該盛土について、対 策が完了するまでの間に、市町村において地域防 災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要に なった場合には、適切な助言や支援を行うものとす る。	5 宅地防災対策 (1) 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの大 きい市街地又は市街地にならうとする土地の区域を 「宅地造成工事規制区域」(宅地造成等規制法第3 条)に指定する。 (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発 事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適 合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分 を行う。 (3) 市及び府は、宅地の災害発生を未然に防止する ため、宅地防災ハットールを実施し、危険な宅地に ついては防災措置を指導する。 (4) 市は、大規模造成地の位置や規模を示した、大 規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を 高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を 実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大 きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者 に危害を生じるおそれが大きいと判断するものにつ いて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。 (5) 市は、液状化発生危険性を示した液状化ハ ザードマップを作成・公表するよう努める。	
24	総則・災害 予防対策編	予防 一34	第2部 災害予防対 策	第1章 災害に強いま ちづくり	第6節 地震防災緊 急事業五箇年計画 の推進	1 防災中核組織体制の整備 (1) 市の組織体制の整備	市は、地震防災対策特別措置法に定める第六次地 震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力 して、事業の推進に努める。 (略) 2 計画の初年度 平成28年度 3 計画対象事業 第五次地震防災緊急事業五箇年計画の計画対象事 業は、次に示すとおり、地震防災対策特別措置法第 3条第1項第1号、第3号、第11号、第16号及び第19 号である。	市は、地震防災対策特別措置法に定める第五次地 震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力 して、事業の推進に努める。 (略) 2 計画の初年度 平成28年度 3 計画対象事業 第五次地震防災緊急事業五箇年計画の計画対象事 業は、次に示すとおり、地震防災対策特別措置法第 3条第1項第1号、第3号、第11号、第16号及び第19 号である。
25	総則・災害 予防対策編	予防 一35	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災 体制の整備	1 防災中核組織体制の整備 (1) 市の組織体制の整備	イ 緊急即応体制 大雨警報又は洪水警報、暴風警報が発表され、危 機管理部長が必要と判断したときに設置する。	イ 緊急即応体制 大雨警報又は洪水警報、暴風警報が発表され、危 機管理部長が必要と判断したときに設置する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
26	総則・災害 予防対策編	予防 -36	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災 体制の整備	1 防災中枢組織体制の整備 (2) 市の動員体制の整備 イ 動員の伝達と参集方法	(ア) 勤務時間内の伝達 動員の伝達は、災害警戒本部設置前は市長(副市長)の指示を受け、危機管理部長が各部長に伝達し、各部長は各部長総務担当課長、所属部局長を経て各職員に伝達する。 b 風水害等のときの伝達 危機管理部長(不在の時は、防災を担当する課長等)は、災害に関する情報連絡を気象情報等収集体制の対応職員から受け、その情報を確認した上で市長及び副市長等に連絡する。	(ア) 勤務時間内の伝達 動員の伝達は、災害警戒本部設置前は市長(副市長)の指示を受け、危機管理部長が各部長に伝達し、各部長は各部長総務担当課長、所属部局長を経て各職員に伝達する。
27	総則・災害 予防対策編	予防 -36	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災 体制の整備	1 防災中枢組織体制の整備 (2) 市の動員体制の整備 イ 動員の伝達と参集方法 (1) 勤務時間外の伝達	b 風水害等のときの伝達 危機管理部長(不在の時は、防災を担当する課長等)は、災害に関する情報連絡を気象情報等収集体制の対応職員から受け、その情報を確認した上で市長及び副市長等に連絡する。	b 風水害等のときの伝達 危機管理部長(不在の時は、防災を担当する課長等)は、災害に関する情報連絡を気象情報等収集体制の対応職員から受け、その情報を確認した上で市長及び副市長等に連絡する。
28	総則・災害 予防対策編	予防 -37	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災 体制の整備	4 防災中枢機能等の確保、充実 (1) 防災中枢施設の整備	市役所、保健所、市災害医療センター、消防署	市役所、消防署、市災害医療センター
29	総則・災害 予防対策編	予防 -38	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災 体制の整備	4 防災中枢機能等の確保、充実 (2) 災害対策本部等の機能確保 ※	医療救護所	市災害医療センター
30	総則・災害 予防対策編	予防 -38	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災 体制の整備	5 防災拠点の整備	大規模災害時において災害種別に応じて適切な災害応急活動が実施できるよう、浸水想定区域及び土石砂災害警戒区域等に配備しつつ、市域をブロック化し、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。	大規模災害時において災害種別に応じて適切な災害応急活動が実施できるよう、浸水想定区域及び土石砂災害警戒区域等に配備しつつ、市域をブロック化し、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
31	総則・災害 予防対策編	予防 一40	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災体制の 整備	7 防災訓練の実施 (4) 留意事項	<p>ア 実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。</p> <p>イ あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。</p> <p>ウ 業務(専業)継続計画(BCP)の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p>エ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>オ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>カ 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。</p> <p>キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。</p> <p>ク 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</p>	<p>ア 実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。</p> <p>イ あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。</p> <p>ウ 業務(専業)継続計画(BCP)の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</p> <p>エ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>オ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>カ 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</p>
32	総則・災害 予防対策編	予防 一41	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災体制の 整備	9 防災に関する調査研究の推進	<p>市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、防災アセスメントを定期的に実施するなど災害の要因、被害想定及び防災体制等について、最新の情報に基づいた調査研究の実施に努める。</p> <p>また、コンピュータシステム(防災GIS)の導入などを検討し、市の保有する情報を一元化し、被害想定、災害復旧時の円滑な情報交換等に役立てる。</p> <p>さらに、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、SNSなどの、ICTの防災施策への積極的な活用、「防災×テクノロジー」官民連携プラットフォーム(内閣府)等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術と先進技術の導入に努める。</p>	<p>市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、防災アセスメントを定期的に実施するなど災害の要因、被害想定及び防災体制等について、最新の情報に基づいた調査研究の実施に努める。</p> <p>また、コンピュータシステム(防災GIS)の導入などを検討し、市の保有する情報を一元化し、被害想定、災害復旧時の円滑な情報交換等に役立てる。</p> <p>さらに、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウド、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用</p>
33	総則・災害 予防対策編	予防 一43	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災体制の 整備	10 広域防災体制の整備 (7) 応援・受援体制の整備 工	<p>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>訓練等を通じて、被災区市町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
34	総則・災害 予防対策編	予防 -45	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第1節 総合的防災体制の 整備	新規追加	14 防災関係機関の連携 防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した「防災行動計画(タイムライン)」を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の原直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。	記載なし
35	総則・災害 予防対策編	予防 -47	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第2節 情報収集伝達体制 の整備	3 災害広報体制の整備	放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報、被災者に対する生活情報等について、大規模停電時も含め、常に情報の収集及び伝達ができるよう、体制及び施設・設備の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。また、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。 市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためシステム(消防庁)が効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。また、市は府及び防災関係機関と連携し、被災者に対する生活情報の伝達体制の強化に努める。 さらに、市は、氏名等の公表に係る一連の手続について、平時から府及び関係機関と連携しておくよう努める。	放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報、被災者に対する生活情報等について、大規模停電時も含め、常に情報の収集及び伝達ができるよう、体制及び施設・設備の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。また、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。 市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためシステム(消防庁)が効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。また、市は府及び防災関係機関と連携し、被災者に対する生活情報の伝達体制の強化に努める。
36	総則・災害 予防対策編	予防 -48	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第2節 情報収集伝達体制 の整備	4 居住地以外の市町村に避難する市民への情報提供等	市は、市外に避難した避難者の所在地等の情報を、市と避難先の市町村が共有する仕組みを検討し、円滑な運用及び強化を図る。	市は、市外に避難した被災者の所在地等の情報を、市と避難先の市町村が共有する仕組みを検討し、円滑な運用及び強化を図る。
37	総則・災害 予防対策編	予防 -50	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第2節 情報収集伝達体制 の整備	5 避難指示等の市民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等 (2) 伝達手段	災害時の情報伝達手段の表 緊急速報メール「楽天モバイル」追加	災害時の情報伝達手段の表 緊急速報メール「楽天モバイル」記載なし
38	総則・災害 予防対策編	予防 -58	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第4節 消火・救助・救急体 制の整備	8 連携体制の整備	府、寝屋川警察署、自衛隊等と平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。	府、寝屋川警察署、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
39	総則・災害 予防対策編	予防 -59	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	—	市は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。	市及び府は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、市保健医療調整本部の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。
40	総則・災害 予防対策編	予防 -59	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (2) 市災害医療センター	病院協会との協定により定められた医療機関	市立保健福祉センター1階休日診療所
41	総則・災害 予防対策編	予防 -59	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (3) 市保健医療調整本部	市保健所に市保健医療調整本部を設置し、市災害対策本部と連携して市域における災害時医療が適切に提供できるよう必要な調整を行う。	医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会との協力の下、各医療救護所の被災状況及び被災者の受入状況(EMIS)の把握し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の入り力状況の確認等を行い、市内の状況を速やかに府と共有する。また、枚方寝屋川消防組合も情報提供する。 また、災害時医療コーディネーター(災害時小児周産期エリソン)を含む。以下同じ)とも連携し、災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。
42	総則・災害 予防対策編	予防 -59	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (3) 市保健医療調整本部	発災時における市保健医療調整本部の役割は次のとおり。 ア 市内の医療機関の被災状況、医療救護所等における医療ニーズに関する情報の把握と対策等 イ 医療救護所等の立ち上げの必要性に関する判断・運営支援等 ウ DMAT等外部の保健医療活動チームの派遣要請・管理等 エ 救護用医薬品及び医療用資材等の在庫状況・供給要請等 オ 避難所等の保健予防・生活環境衛生対策 カ 被災住民の健康管理・こころのケア ク 医療救護所等の閉鎖時期の検討 ク その他災害フェーズに応じた必要な保健医療ニーズへの対応	医療救護体制における市保健医療調整本部の役割は次のとおり。 ア 医療救護所の状況(施設の被災状況、被災者の受入可能状況)を把握し、関係機関で情報を共有する。また、枚方寝屋川消防組合へ医療救護所での被災者の受入れについて情報提供を行う。 イ 災害対策本部の情報を医療救護所へ提供する。 ウ 医療救護所に医薬品が不足した場合、薬剤師会・災害対策本部と連携し医薬品の補充を行う。 エ 医療救護所でトリアージ要員が不足した場合、医師会災害対策本部と連携しトリアージ要員を派遣する。
43	総則・災害 予防対策編	予防 -59	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (4) 災害時医療コーディネーター の設置	医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、市災害医療センター、医療救護所となる各病院において、平時から災害時医療コーディネーターを複数選定し、保健所を含む他機関と共有しておく。 災害時医療コーディネーターは、施設及び自組織内の初動体制を整えるとともに、市保健医療調整本部及び他機関と連携調整を図り、災害医療が適切に供給されるよう努める。	災害時医療コーディネーターは救急指定病院の院長及び医師会(市内在住の常務理事以上の者)及び、歯科医師会(市内在住の常務理事以上の者)及び薬剤師会(寝屋川市在住の理事以上の者)がこれらを補佐する。 災害時医療コーディネーターの役割は、市保健医療調整本部と連携し、寝屋川市内の災害医療が適切に供給されるよう人・物・情報の提供を行う。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
44	総則・災害 予防対策編	予防 -59	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置	市が、各会に対し医療救護について協力を要請した ときは、各会ごとに災害対策本部を立ち上げる。	各会ごとに災害対策本部を立ち上げる。
45	総則・災害 予防対策編	予防 -59	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置 ア 医師会災害対策本部 (7)	診療の可否について確認する。 診療可能かどうかの確認をする。	診療可能かどうかの確認をする。
46	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置 ア 医師会災害対策本部 (4)	保健医療調整本部と協議し、必要に応じて、医療救 護班を編成した上で、医療救護所等にこれを派遣す る。	市災害医療センターにおいて負傷者のトリアージを 行い、軽症者の応急手当を行うとともに、中等度・重 度軽症者を医療救護所及び災害医療協力病院へ搬 送する。
47	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置 ア 医師会災害対策本部 (7)	医療救護班は、医療救護所等において、派遣先の 役割に応じた医療救護活動を行う。	病院協会と協力し、災害時医療コーディネーターとし て活動する。
48	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置 イ 歯科医師会災害対策本部 (7)	診療の可否について確認する。	診療可能かどうかの確認をする。
49	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置 イ 歯科医師会災害対策本部 (4)(7)	(4) 保健医療調整本部と協議し、必要に応じて、歯 科救護所を設置する。 (7) 必要に応じて、歯科救護班を編成した上で、歯 科救護所に派遣する。	歯科医師会役員は、災害時医療コーディネーターを 補佐する
50	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置 ウ 薬剤師会災害対策本部 (7)	各会員の被災状況を確認し、医薬品等の供給及び 調剤の可否について確認する。	各会員の被災状況を確認し、医療救護所への薬剤 師の派遣、医薬品等の供給及び調剤の可否につい て確認する。
51	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	1 災害医療組織等の整備 (5) 医師会・歯科医師会・薬剤師 会・病院協会災害対策本部の設置 工 病院協会災害対策本部 (4)	医療救護所等	医療救護所

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
52	総則・災害予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防対策	第2章 災害応急対策・復旧対策への備え	第5節 災害時医療救護体制の整備	2 災害医療の基本的考え方	災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。市は、この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、関係機関と密接に連携し、可能な限り速やかに医療提供が行えるよう最大限の活動を実施する。市は、市保健医療調整本部を通して、大阪府保健医療調整本部へ外部の保健医療活動チームの派遣を要請する。また、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析の上、必要な保健医療活動チームを組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。	災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に状況に応じて、被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、市を始め大阪府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。また、大規模災害時においては、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析の上、必要な保健医療活動チームを組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。
53	総則・災害予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防対策	第2章 災害応急対策・復旧対策への備え	第5節 災害時医療救護体制の整備	2 災害医療の基本的考え方	削除	(1) 現地医療活動 ア 活動及び活動場所の分類 (ア) 医療救護所での医療活動 市は、病院協会所属の医療機関を、医療救護所として中等度及び軽症患者への医療を提供する。ただし、医療機関が被災し施設内での診療が不可能な場合は、応急救護所を設置し応急救護所での診療に切り替え、医療機関の職員に加えて府等から派遣される保健医療活動チームとともに診療を行う。 応急救護所の設置基準、設置場所は、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第9節 医療救護活動」に定めている。 (イ) 市災害医療センター 市は、災害発生時に市保健福祉センター1階休日診療所を市災害医療センターと位置付け、搬送前のトリアージと軽症患者に対する応急処置を行う。 イ 考え方 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医療救護を行う。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
54	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	2 災害医療の基本的考え方 削除		(2) 後方医療活動被災した市民の二次医療から三次医療は、災害拠点病院で実施する。 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。 イ 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。 ウ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り(大阪府外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。 エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。
55	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備		市は、国、府、関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。
56	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備 (1)		広域災害・救急医療情報システムの整備
57	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備 (1)	削除	府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を的確に活用できるように入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その拡充に努める。
58	総則・災害 予防対策編	予防 -60	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備 (1)	ア 平時の体制整備 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。 イ 発災時の対応 医療機関は、発災後直ちに被災状況及び重症度別の受入可能人数、医療ニーズ等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を入力するとともに、以後、一定時間を決めて、各医療機関の受入可能人数等の更新を行う。	また、市、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。
59	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備 (2)	関係機関との連絡体制	連絡体制の整備

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
60	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 対策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備 (2)	ア 平時の体制整備 (ア)市及び医療機関は災害時の保健医療に関する連絡・調整窓口、情報収集提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。 (イ)市は、情報連絡手段を確保するために、通信機器を医療救護所等に指定された医療機関等に配置する。 イ 発災時の対応 市は情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報を収集できるように、災害時医療情報連絡員(リエゾン)を必要に応じて関係機関等へ派遣する。	ア 市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方法、役割分担等を定める。 イ 市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報が収集できるように、災害時医療情報連絡員を指名する。市の災害時医療情報連絡員は市職員とする。
61	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 対策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備 (3)	削除	ア 市は、医療機関及び保健医療活動チームとの情報連絡手段を確保するために、必要時市職員1~2名を災害時医療情報連絡員(リエゾン)として医療救護所へ派遣し、市保健医療調整本部との連絡調整を行う。また、医療救護所と市保健医療調整本部との連絡を確保するために様々な通信器具を確保し、医療救護所に指定された医療機関に配置する。 各医療救護所へ派遣された市職員の役割は以下のとおりとする。 (ア)医療救護所の被災状況を確認し、市保健医療調整本部に報告する。 (イ)医療救護所へのトリアージ要員の状況を確認し、人員不足の場合は市保健医療調整本部に報告する。 (ウ)医薬品の補充等について状況を把握し、市保健医療調整本部に報告する。 (エ)市の災害対策本部からの情報を確認し、医療救護所へ伝える。
62	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 対策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	3 医療情報の収集伝達体制の整備 (3)	削除	イ 各医療機関は、市保健医療調整本部、市災害医療センター及び枚方榎屋川消防組合との連絡を確保するために災害時優先電話回線等、多様な通信手段を確保する。 発災後直ちに医療機関の被災状況及び重症度別の受入可能人数等を広域災害・救急医療情報システム(FMIS)等で入力し、以後一定時間ごとに各医療機関の重症度別の受入可能人数等の情報発信を行う。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
63	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	4 現地医療体制の整備 (1) 医療救護所	ア 医療救護所は、傷病者にトリアージ(振り分け)を行い、軽症者への応急処置を行う。中等症以上で入院が必要な場合は、市災害医療センターと調整して、搬送する。 イ 病院災害マニュアルの作成 医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。	ア 市は、病院協会所属の医療機関に医療救護所の設置を要請し、中等度及び軽症者への医療を提供する。 イ 病院災害マニュアルの作成 医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。
64	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	4 現地医療体制の整備 (2) 市災害医療センター	ア 市災害医療センターは入院が必要な中等症の傷病者の受け入れを行う イ 市は、災害医療センターの設置に必要な物品を整備する。	市は、災害時に市立保健福祉センター1階休日診療所に市災害医療センターを開設するための物品を整備する。
65	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	4 現地医療体制の整備 (3) 保健医療活動チームの受け入れ及び配置調整	市保健医療調整本部は、各機関の医療コーディネーターと連携し、国、府等から派遣されたDMAT等外部の保健医療活動チームの受け入れ及び医療救護所等への配置調整を行う。 保健医療活動チームの役割は次のとおり。 ア 患者に対する応急処置 イ 医療機関への搬送の要否判断及びトリアージ ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療 エ 助産救護 オ 被災住民等の健康管理 カ 死亡の確認 キ その他状況に応じた処置	府等から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の保健医療活動チームの受け入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を、市保健医療調整本部に整備し、災害時医療コーディネーターと連携し、活動する。
66	総則・災害 予防対策編	予防 -61	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	5 後方医療体制の整備	市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を推進する。 市災害医療センターは、医療救護所と連携の上、傷病者の受け入れを調整し、受け入れ能力を超えた傷病者が来院した場合は、他の災害医療センター及び災害拠点病院と調整し、他の医療機関への搬送を調整する。	市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を推進する。
67	総則・災害 予防対策編	予防 -62	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	5 後方医療体制の整備	(1) 災害医療機関の役割	(1) 災害医療機関の整備
68	総則・災害 予防対策編	予防 -62	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	5 後方医療体制の整備 (1) 災害医療機関の役割 ア 災害拠点病院 (7) 基幹災害拠点病院	災害医療に関して、都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかると災害拠点病院間の調整を行う。	地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
69	総則・災害 予防対策編	予防 -62	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	5 後方医療体制の整備 (1) 災害医療機関の役割 ア 災害拠点病院 (4) 地域災害拠点病院	重症患者の救命医療を行うために高度な医療を提 供するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄、 保健医療活動チームの受入れ、災害派遣医療子 隊(DMAT)の派遣、患者の広域搬送を行う。	重症患者の救命医療を行うために高度な診療医療 を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄 機能、保健医療活動チームの受入れ機能、災害派遣 医療チーム(DMAT)の派遣機能、広域患者搬送へ の対応機能を有する地域災害拠点病院を整備す る。
70	総則・災害 予防対策編	予防 -62	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	5 後方医療体制の整備 (1) 災害医療機関の役割 イ 特定診療災害医療センター	府の指定する特定診療災害医療センターを対策拠 点とし、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、 小児医療及び精神疾患など特定の疾病の専門医療 を行う。	循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医 療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要 とすることから、対策拠点として特定診療災害医療 センターを整備する。
71	総則・災害 予防対策編	予防 -62	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	6 医薬品等の確保供給体制の整 備	市は府と連携し、	市、府は
72	総則・災害 予防対策編	予防 -62	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	6 医薬品等の確保供給体制の整 備 (1) 医薬品及び医療用資器材の 確保体制の整備	市は、	市及び府は、
73	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	7 患者等搬送体制の確立 (1) 患者搬送	市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しな いよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の情 報、各医療機関の医療コーディネーターからの情 報に基づき適切な搬送体制を確立する。	市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しない よう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の受 入可能病情報等及び各医療機関に派遣した災害 時医療情報連絡員からの情報に基づき適切な搬送 体制を確立する。
74	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	7 患者等搬送体制の確立 (2) 保健医療活動チームの搬送	市は、医療救護所等における医療救護活動を行うた めの保健医療活動チームの派遣手段・方法を確立 する。	市、府及び医療関係機関は、救護所等における医 療救護活動を行うための保健医療活動チームの派 遣手段・方法を確立する。
75	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	7 患者等搬送体制の確立 (3) 医薬品等物資の搬送	医療救護所	救護所
76	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	8 個別疾病及び慢性疾患対策	8 個別疾病及び慢性疾患対策 市は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や、専門医療 が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器 疾患、血液疾患、小児医療、固産期医療、感染症、 アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、 特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係団 体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬 品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報 提供方法などを整備する。	8 個別疾病対策 市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難 病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医 療、固産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾 患、歯科疾患等について、特定診療災害医療セン ター、各専門医学会等関係団体と協力して、医療関係 のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制 及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備す る。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
77	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	9 要配慮者及び市民の健康管理 市は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産 婦、在宅重症心身障害児、医療依存度の高い療養 者、高齢者、その他市民に対し、指定避難所等を巡 回し必要な保健指導を行う。	追加	
78	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	10 関係機関協力体制の確立 市は、連絡会議等を活用し、日頃から関係機関と連 携し、災害時の医療救護方策の 検討や訓練の実施などを通じ、地域の実状に応じた 災害時医療体制を構築する。	追加	
79	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	11 医療関係者に対する訓練等の実施 市は、医療救護所となる医療機関や関係機関と の、災害医療訓練を実施する。	追加	
80	総則・災害 予防対策編	予防 -63	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	12 市民への啓発活動 市は、市民に対して災害時の医療救護について必 要な周知啓発活動を行う。	追加	
81	総則・災害 予防対策編	予防 -64	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第5節 災害時医療 救護体制の整備	＜災害時医療救護体制＞	追加	
82	総則・災害 予防対策編	予防 -66	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第6節 緊急輸送体制の整 備	1 陸上輸送体制の整備 (2) 緊急交通路等の整備 道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を 整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、 効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。 河川管理者(国土交通大臣)は、緊急交通路の補完 的機能を果たし、河川(淀川)における船着場と上流 への航路確保に必要となる淀川大堰閘門の整備と 併せ、一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備 に努める。 また、市は防災関連施設との連絡を確保するため、 幹線道路から区画道路に至る機能的なネットワーク の形成に努める。	追加	道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を 整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、 効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。 河川管理者(国土交通大臣)は、緊急交通路の補完 的機能を果たし、河川(淀川)における船着場と一 体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。 また、市は防災関連施設との連絡を確保するため、 幹線道路から区画道路に至る機能的なネットワー クの形成に努める。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
83	総則・災害 予防対策編	予防 一70	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第7節 避難収容体制の整 備	1 避難場所、避難路の選定 (2) その他の避難場所及び避難路 の選定	浸水、土石流及び崖崩れ等に備え、それぞれの地 域の実状及び災害特性に応じた安全な避難場所、 避難路を選定する。 なお、避難場所・避難路の選定に当たり、市は、指 定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場 合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号 を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所 があるかを明示するよう努める。あわせて、市及び府 見方に関する周知に努める。避難場所標識につ いては、案内図記号(JIS Z 8210)の追補6「災害種 別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にか かる「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z 9098)」を用いる。 また、選定した避難場所、避難路については、洪水 ハザードマップ等により日頃から周知に努める。 避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されると ころにあっては、上空から施設を確認できるよう、施 設名の対空表示に努める。 また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応 急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など 防災上重要な経路を構成する道路や災害時の視点 となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地 理空間情報の整備、公開に努めるものとする。	浸水、土石流及び崖崩れ等に備え、それぞれの地 域の実状及び災害特性に応じた安全な避難場所、 避難路を選定する。 なお、避難場所・避難路の選定に当たり、市は、指 定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場 合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号 を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所 があるかを明示するよう努める。あわせて、市及び府 見方に関する周知に努める。避難場所標識につ いては、案内図記号(JIS Z 8210)の追補6「災害種 別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にか かる「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z 9098)」を用いる。 また、選定した避難場所、避難路については、洪水 ハザードマップ等により日頃から周知に努める。 避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されると ころにあっては、上空から施設を確認できるよう、施 設名の対空表示に努める。
84	総則・災害 予防対策編	予防 一71	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第7節 避難収容体制の整 備	3 指定避難所・指定緊急避難場所 の選定、整備	市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸 水、流失により避難を必要とする市民を随時に受け 入れることのできる指定避難所・指定緊急避難場所 を選定、整備する。また、各指定避難所及び指定緊 急避難場所における受入可能人数等の評価を行 い、収容可能な避難者が不足するときは、府と連携 し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用 拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自 宅での生活が可能な着に対する在宅避難への誘導 等を行い、受入場所の確保を図る。	市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸 水、流失により避難を必要とする市民を随時に受け 入れることのできる指定避難所・指定緊急避難場所 を選定、整備する。また、各指定避難所及び指定緊 急避難場所における受入可能人数等の評価を行 い、収容可能な避難者が不足するときは、府と連携 し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用 拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自 宅での生活が可能な着に対する在宅避難への誘導 等を行い、受入場所の確保を図る。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
85	総則・災害 予防対策編	予防 1-72	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第7節 避難収容体制の整 備	3 指定避難所・指定緊急避難場所 の選定、整備 (2) 指定避難所の整備 イ	非常用自家発電設備、移動系防災行政無線、衛星 電話等の通信機器等のほか、良好な生活環境を確 保するために、空調、換気、照明、洋式トイレなどの 整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者によ る災害情報の入手に資する機器の整備を図る。ま た、停電時においても、施設・設備の機能が確保さ れるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常 用発電設備等の整備に努めるものとする。	非常用自家発電設備、移動系防災行政無線、衛星 電話等の通信機器等のほか、良好な生活環境を確 保するために、空調、換気、照明、洋式トイレなどの 整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者によ る災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
86	総則・災害 予防対策編	予防 1-72	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第7節 避難収容体制の整 備	3 指定避難所・指定緊急避難場所 の選定、整備 (2) 指定避難所の整備	オ 感染症対策について、感染者が発生した場合 の対応を含め、平常時から関係部局が連携して、必 要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて 検討するよう努める。 カ 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備 えて、平常時から防災担当部局と連携して、ハザ ードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリア に居住しているか確認を行うよう努める。また、保 健所は防災担当部局等との連携の下、自宅療養者 等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う とともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、 避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。	オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に ついて、感染者が発生した場合の対応を含め、 平常時から関係部局が連携して、必要な場合に は、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう 努める。
87	総則・災害 予防対策編	予防 1-72	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第7節 避難収容体制の整 備	3 指定避難所・指定緊急避難場所 の選定、整備 (3) 指定避難所の運営管理体制の 整備	府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏 まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあら かじめ作成することなどにより、指定避難所の運営 管理体制を整備するとともに、マニュアルの作成、 訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指 定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及 に努める。特に、夏季には熱中症に関する普及啓 蒙に努める。また、指定避難所の開設・運営等に関 する訓練(特に避難者の受入れ、配置に関する訓練) の実施に努める。	府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏 まえて、指定避難所の管理運営マニュアルをあら かじめ作成することなどにより、指定避難所の運営 管理体制を整備するとともに、マニュアルの作成、 訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指 定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及 に努める。その際、市民等への普及に当たっては、 市民等が主体的に指定避難所を運営できるように 配慮する。特に、新型コロナウイルス感染症の蔓延 期における避難所生活に備え、「新型コロナウイルス 感染症対策に基づく岐阜県避難所運営指針」の 市民への普及に努める。 また、指定避難所の開設・運営等に関する訓練(特 に避難者の受入れ、配置に関する訓練)の実施に努 める。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
88	総則・災害 予防対策編	予防 一77	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第7節 避難収容体制の整 備	7 広域避難体制の整備	<p>市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模汎濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との広域一時滞在中にかかるとの協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(1) 府内市町村間の広域避難の協議等 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(2) 府外の広域避難の協議等 市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。</p>	<p>市及び府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在中にかかるとの協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、被災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p>
89	総則・災害 予防対策編	予防 一81	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第8節 緊急物資確保体制 の整備	2 食料及び生活必需品の確保	<p>災害時における食料、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのため、市、府を始め防災関係機関は、その確保体制の整備を図る。</p> <p>また、備蓄品の調達に当たっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。</p>	<p>災害時における食料、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのため、市、府を始め防災関係機関は、その確保体制の整備を図る。</p>
90	総則・災害 予防対策編	予防 一86	第2部 災害予防対 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第9節 ライフライン確保体 制の整備	4 ガス(大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社)	<p>4 ガス(大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社)</p>	<p>4 ガス(大阪ガス株式会社)</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
91	総則・災害 予防対策編	予防 -90	第2部 災害予防 策	第2章 災害応急対策・ 復旧対策への 備え	第10節 交通確保体制の整 備	2 鉄軌道施設(京阪電気鉄道株式 会社、西日本旅客鉄道株式 会社)	鉄軌道施設の管理者は、乗客の避難、応急復旧の ための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道 施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の 確保等の応急点検体制の整備に努める。 鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、 又は及ぼすおそれがある場合には、所要の手續 を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安 全確保に努める。	鉄軌道施設の管理者は、乗客の避難、応急復旧の ための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道 施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の 確保等の応急点検体制の整備に努める。
92	総則・災害 予防対策編	予防 -95	第2部 災害予防 策	第3章 地域防災力の 向上	第1節 防災意識の 高揚	1 防災知識の普及啓発	市、府を始め防災関係機関は、気候変動の影響や 過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレー ション結果等を示しながら、その危険性を周知すると ともに、市民が、災害に対する備えを心掛け、災害 時には自発的な防災活動を行うよう教育機関 のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の 関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭 わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な 知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施 する。 特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対し て、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自ら の判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び 早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を 得るよう取り組む。 また、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉 (地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携 により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理 解の促進を図る。 併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボ ランティアの活動場所等において、被災者や支援者 が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよ う、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。	市、府を始め防災関係機関は、地震・津波災害時の シミュレーション結果等を示しながら、その危険性を 周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心 掛け、災害時には自発的な防災活動を行うよう 教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多 様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及 推進を図る。 特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対し て、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自ら の判断で避難行動をとること及び早期避難の重要 性を周知し、市民の理解と協力を得るよう取り組む。 また、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉 (地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携 により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理 解の促進を図る。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
93	総則・災害 予防対策編	予防 —95	第2部 災害予防 策	第3章 地域防災力の 向上	第1節 防災意識の 高揚	1 防災知識の普及啓発 (1) 普及啓発の内容	ア 災害の知識 (略) (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基 準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイア ス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸す ることなく適切な行動をとること (略) イ 災害への備え (略) (ホ) 避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等 の避難場所、避難路、指定避難所・指定緊急避難場 所、福祉避難所及び家族との連絡体制等(連絡方法 や避難ルールの取決め等)の確認 ウ 災害時の行動 (略) (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物 資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の 協力 (セ) 災害時、被災地への不要不急の通信を控えるこ と (シ) 広域避難の実効性を確保するための通常の 避難との相違点を含めた広域避難の考え方 (タ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋 の内外の写真撮影するなど生活の再建に資する 行動	ア 災害の知識 (略) (オ) 地域社会への貢献 (略) イ 災害への備え (略) (ホ) 避難場所、避難路、指定避難所・指定緊急避難 場所、福祉避難所及び家族との連絡体制等(連絡方 法や避難ルールの取決め等)の確認 ウ 災害時の行動 (略) (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物 資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の 協力 (セ) 災害時、被災地への不要不急の通信を控えるこ と
94	総則・災害 予防対策編	予防 —100	第2部 災害予防 策	第3章 地域防災力の 向上	第1節 防災意識の 高揚	3 多様な防災教育の展開 (1) 学校(園)における防災教育の 充実	園児・児童・生徒が災害に適切に対処できる能力を 育成し、「生命尊重」「思いやり」の心を育て、「互い に助け合う」態度を育むため、学校教育活動全体を 通じ、園児・児童・生徒の発達段階に合わせて、体 系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を 実施する。また、今後、地域防災の主体を担い、防 災活動に大きな役割を果たすことができる人材とし て育成するよう努める。	園児・児童・生徒が災害に適切に対処できる能力を 育成し、「生命尊重」「思いやり」の心を育て、「互い に助け合う」態度を育むため、学校教育活動全体を 通じ、園児・児童・生徒の発達段階に合わせて防災 教育を実施する。また、今後、地域防災の主体を担 い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人 材として育成するよう努める。
95	総則・災害 予防対策編	予防 —101	第2部 災害予防 策	第3章 地域防災力の 向上	第1節 防災意識の高揚	3 多様な防災教育の展開 (5) 消防団等が参画した防災教育	(5) 消防団等が参画した防災教育 市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学 校等において消防員等が参画した体験的・実践 的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災 意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう努 めるものとし、府はそれを支援する。	(5) 消防団等による防災教育 市及び府は、消防団が消防本部等と連携を図りつ つ、小学校等において防災教育や訓練を行うことに より、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の 強化ができるよう支援する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
	総則・災害 予防対策編	予防 -103	第2部 災害予防対 策	第3章 地域防災力の 向上	第2節 要配慮者対策	2 在宅で介護が必要な者への対策	<p>(2) 個別避難計画の作成 ア 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用による支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>イ 市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域協働協議会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意により、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>ウ 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>エ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>オ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図られるよう努める。また、訓練等により、面計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p>	<p>(2) 個別計画の策定 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と一体的な打合せを行いながら、策定することに努める。</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
97	総則・災害 予防対策編	予防 105	第2部 災害予防策	第3章 地域防災力の 向上	第2節 要配慮者対策	3 福祉避難所の指定	<p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される。福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。</p> <p>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるように努める。</p>	<p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される。福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。</p>
98	総則・災害 予防対策編	予防 107	第2部 災害予防策	第3章 地域防災力の 向上	第3節 自主防災体制の整備	1 地区防災計画の策定等	<p>(略)</p> <p>市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるとし、策定に当たっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組を支援する。</p>	<p>(略)</p> <p>市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるとし、策定に当たっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。</p>
99	総則・災害 予防対策編	予防 111	第2部 災害予防策	第3章 地域防災力の 向上	第4節 ボランティアの活動 環境の整備	2 平常時の連携 (5) 情報共有会議の整備・強化	<p>市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>
100	総則・災害 予防対策編	予防 113	第2部 災害予防策	第3章 地域防 災力の向上	第5節 企業防災の促進	1 事業者 (3) その他	<p>事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
101	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一3	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第1節 組織動員	3 災害警戒本部による活動体制 (5) 職員の配備	警戒配備 部長級以上、総務担当課に加え、全職員の1/4	警戒配備 部長級以上、総務担当課に加え、全職員の1/12
102	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一4	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第1節 組織動員	3 災害警戒本部による活動体制 (6) 配備の伝達	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
103	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一4	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第1節 組織動員	3 災害警戒本部による活動体制 (7) 災害警戒本部の組織及び運営 ア 災害警戒本部の組織	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
104	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一6	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第1節 組織動員	4 災害対策本部の活動体制 (6) 配備の伝達 イ 災害警戒本部が立ち上がっていないとき(最初の地震が震度5弱以上)。	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
105	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一6	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第1節 組織動員	4 災害対策本部の活動体制 (7) 指揮順位。	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
106	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一7	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第1節 組織動員	4 災害対策本部の活動体制 (8) 災害対策本部の組織及び本部会議の運営 ア 災害対策本部の組織	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
107	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一13	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第2節 災害情報の収集伝達	2 初期情報の把握	地震発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府を始め関係機関に速やかに伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	地震発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府を始め関係機関に速やかに伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
108	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害一14	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第2節 災害情報の収集伝達	3 詳細な被害状況等の把握 (2)	災害情報の一元化を図るため、危機管理部長を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たる。	災害情報の一元化を図るため、危機管理監を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たる。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
109	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 害 -20	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第3節 災害広報・広聴活動	3 災害広報活動の実施	市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られることから、指定避難所への広報誌(紙)の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。 また、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう)については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、府は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかにな安否不明者の絞り込みに努める。なお、市は必要に応じて、収集した画像情報について府等と共有を図る。	市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られることから、指定避難所への広報誌(紙)の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。 また、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう)については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、府は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかにな安否不明者の絞り込みに努める。なお、市は必要に応じて、収集した画像情報について府等と共有を図る。
110	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 害 -35	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第6節 自衛隊の災害派遣	4. 派遣部隊の受入れ (2) 受入体制	ア 受入体制の確立 市は、危機管理部長を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整に当たるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。	ア 受入体制の確立 市は、危機管理監を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整に当たるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。
111	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 害 -44	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第9節 医療救護活動	上段文章 1 基本方針	災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエンジニアなどを含む。)とも連携し、災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。	災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエンジニアなどを含む。)に対して適宜助言及び支援を求めめる。
112	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 害 -44	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第9節 医療救護活動	1 基本方針	災害の規模が大きいかいほど、医療提供が滞滞することとなり時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携の下、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。 この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。 大規模な災害発生時には、病院協会所属の医療機関を医療救護所と位置づけ医療活動を行う。また、長期化する避難生活に伴い、持病の悪化や災害ストレス等による精神的問題などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。	災害の規模が大きいかいほど、医療提供が滞滞することとなり時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携の下、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。 この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを実施する必要がある。 大規模な災害発生時には、病院協会所属の医療機関を医療救護所と位置づけ医療活動を行う。また、施設の被災状況に応じ医療救護所以外の場所に医療救護所を開設し、医療活動を行う。さらに、持病の悪化や災害ストレス等による精神的問題などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 害 -44	第1部 地震災害 急対策	第1章 初期期の活動	第9節 医療救護活動	2 医療情報の収集伝達体制の整備 市は、国、府、関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。 ア 平時の体制整備 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。 イ 発災時の対応 医療機関は、発災後直ちに被災状況及び重症度別の受入可能人数、医療ニーズ等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で入力するとともに、以て一定時間を決めて、各医療機関の受入可能人数等の更新を行う。 エ 平時の体制整備 ア 平時の体制整備 (ア) 市及び医療機関は災害時の保健医療に関する連絡・調整窓口、情報収集提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。 (イ) 市は、情報連絡手段を確保するために、通信機器を医療救護所等に指定された医療機関等に配置する。 イ 発災時の対応 市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報を収集できるように、災害時医療情報連絡員(リエゾン)を必要に応じて関係機関等へ派遣する。	2 医療情報の収集活動 (1) 市 市は、災害拠点病院、医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会の協力の下、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の入力状況の確認、状況に応じて代行入力等を行い、市内の医療機関の状況を把握し、速やかに府等と共有する。また、枚方厚屋川消防組合に情報提供するとともに、市民に対して可能な限り医療機関情報を提供する。 (2) 府 市からの報告、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、大阪府救急・災害医療情報システム、大阪府防災情報システム、府防災行政無線等を用いて被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び府民に提供する。また、必要に応じてライブライン事業者に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧にかかる対策等を要請する。	

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害-45	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第9節 医療救護活動	3 現地医療体制の整備	3 現地医療体制の整備 (1)医療救護所 ア 医療救護所は、傷病者にトリアージ(振り分け)を行い、軽症者への応急処置を行う。中等症以上で入院が必要な場合は、市災害医療センターと調整して、搬送する。 イ 病院災害マニュアルの作成 医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。 (2)市災害医療センター ア 市災害医療センターは入院が必要な中等症の傷病者の受け入れを行う イ 市は、災害医療センターの設置に必要な物品を整備する。 (3)保健医療活動チームの受け入れ及び配置調整 市保健医療調整本部は、各機関の医療コーディネーターと連携し、国、府等から派遣されたDMAT等外部の保健医療活動チームの受け入れ及び医療救護所等への配置調整を行う。 ア 患者に対する応急処置 イ 医療機関への搬送の要否判断及びトリアージ ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療 エ 搬送救護 オ 被災住民等の健康管理 カ 死亡の確認 キ その他状況に応じた処置	3 現地医療対策 市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携して、地震災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、市は、搬送要請等について大阪府との連携を図る。さらに、本部長(市長)は、市災害医療対応が困難な災害が発生した場合は、市災害医療調整本部を通じて、大阪府保健医療調整本部へ外部の保健医療活動チームの派遣を要請する。この場合、派遣された保健医療活動チームは、災害時医療コーディネーターと連携し医療救護所等で活動する。 (1)市保健医療調整本部の構成 市保健医療調整本部は、市健康部の職員や外部支援チームにより「統括班」、「医療総務班」、「災害医療センター班」、「避難所等支援班」、「生活衛生班」で構成する。 ～(略) (7)被災地域内医療設備の支援 府は所有するヘリカルCT車、エックス線車を所有する医療機関に派遣を依頼し、被災地域内の診療活動を支援する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害-45	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第9節 医療救護活動	4 後方医療体制の整備	<p>4 後方医療体制の整備 市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」の連携体制を推進する。市災害医療センターは、医療救護所と連携の上、傷病者の受入れを調整し、受入れ能力を超えた傷病者が来院した場合、他の災害医療センター及び災害拠点病院と調整し、他の医療機関への搬送を調整する。</p> <p>(1) 災害医療機関の役割</p> <p>ア 災害拠点病院</p> <p>(7) 基幹災害拠点病院</p> <p>災害医療に関して、都道府県の中核的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。</p> <p>(1) 地域災害拠点病院</p> <p>重症患者の救命医療を行うために高度な医療を提供するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄、保健医療活動チームの受入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣、患者の広域搬送を行う。</p> <p>イ 特定診療災害医療センター</p> <p>府の指定する特定診療災害医療センターを対策拠点とし、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病の専門医療を行う。</p> <p>(2) 病院災害対策マニュアルの作成</p> <p>全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、災害応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。</p>	<p>4 後方医療対策 災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び災害協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する後方医療を実施する。後方医療機関への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。</p> <p>なお、負傷者の搬送にあたっては、救急車を始め、消防、警察、自衛隊等のヘリコプター等の動員を求め、後方医療機関に搬送する。</p> <p>(1) 受入病院の選定と搬送</p> <p>～(略)</p> <p>(3) 災害医療機関の役割</p> <p>～(略)</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
116	地震災害応急対策・復旧対策編	46	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第9節 医療救護活動	5 医薬品等の確保供給体制の整備 市は府と連携し、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。 (1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備 市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。 (ア) 災害拠点病院等での預貯備蓄 (イ) 災害拠点病院 (ロ) 特定診療災害医療センター (ハ) 市災害医療センター (ニ) 医療救護所に指定された医療機関 イ 卸業者による流通備蓄 ウ 府薬剤師会医薬品備蓄センター(会堂薬局)による流通備蓄 (2) 輸血用血液の確保体制の整備 日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。	5 医薬品等の確保供給活動 (1) 市薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。 (2) 府市から要請があった場合、又は自ら必要と認められた場合は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。 (3) 日本赤十字社大阪府支部 日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の供給活動を実施する。	
117	地震災害応急対策・復旧対策編	46	第1部 地震災害応急対策	第1章 初期期の活動	第9節 医療救護活動	6 患者等搬送体制の確立 市は府と連携し、災害時における患者、保健医療活動チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。 (1) 患者搬送 市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の情報、各医療機関の医療コーディネーターからの情報に基づき適切な搬送体制を確立する。 (2) 保健医療活動チームの搬送 市は、医療救護所等における医療救護活動を行うための保健医療活動チームの派遣手段・方法を確立する。 (3) 医薬品等物資の搬送 医薬品の受入れは、薬剤師会の協力の下、府薬務課を通じて卸売販売業救護班より各医療救護所等へ配送する。	6 被災者の精神的・心理的ケア (1) 巡回相談の実施 被災精神障害者の継続的医療の確保と指定避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、指定避難所等で巡回相談を実施する。 (2) 心のケアセンターの設置 災害時に発生する心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。	

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
118	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—47	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第9節 医療救護活動	7 個別疾病及び慢性疾患対策 市は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。	7 個別疾病及び慢性疾患対策 市及び府は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。	
119	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—47	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第9節 医療救護活動	9 関係機関協力体制の確立 市は、連絡会議等を活用し、日頃から関係機関と連携し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施などを通じ、地域の実状に応じた災害時医療体制を構築する。	追加	
120	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—47	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第9節 医療救護活動	10 医療関係者に対する訓練等の実施 市は、医療救護所となる医療機関や関係機関との、災害医療訓練を実施する。	追加	
121	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—47	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第9節 医療救護活動	11 市民への啓発活動 市は、市民に対して災害時の医療救護について必要な周知啓発活動を行う。	9 市民への啓発活動 トリアージについて、市民の理解を図るため周知啓発活動を行う。	
122	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—48	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第10節 避難の指示及び誘導	1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認められる場合は、避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等により警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達する。	市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認められる場合は、避難指示等を発令する。市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等により警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達する。	
123	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—50	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第10節 避難の指示及び誘導	3 避難の指示の伝達 緊急速報メール(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)、緊要モバイル	緊急速報メール(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)	

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
124	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—58	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第11節 二次災害の防止	2 建築物応急対策 (2) 民間建築物等 イ 空き家等の対策	市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を捜索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。	市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を捜索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。
125	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—60	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第12節 緊急輸送活動	2 緊急輸送手段の確保 (7) 重要物流道路等における道路啓開等の支援	国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。	国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。
126	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—64	第1部 地震災害応急対策	第1章 初動期の活動	第13節 交通規制	3 緊急交通路の確保	(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車面の運行に関する対応 鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の 情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車面の円滑な通行の確保に努める。 (注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合にも、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。	記載なし
127	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—69	第1部 地震災害応急対策	第2章 応急復旧期の活動	第1節 災害救助法の適用	2 救助の内容	災害救助法による救助の種類は次のとおりである。ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む) (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金の貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の処置 (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	災害救助法による救助の種類は次のとおりである。 (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金の貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の処置 (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
128	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 1-71	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第2節 指定避難所の開設・運営		市は、地震の発生及び二次災害の発生により、現に被害を受け、又は受けおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況を適切に府に報告するよう努める。また、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の円滑な管理、運営に努めるとともに、指定避難所及び指定避難所に滞在することができない被災者に対する生活環境の確保に努める。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。	市は、地震の発生及び二次災害の発生により、現に被害を受け、又は受けおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況を適切に府に報告するよう努める。また、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の円滑な管理、運営に努めるとともに、指定避難所及び指定避難所に滞在することができない被災者に対する生活環境の確保に努める。
129	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 1-74	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第2節 指定避難所の開設・運営	5 指定避難所の管理、運営の留意点	(1) 指定避難所ごとの避難者にかかる情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。 (6) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保を行う。	(1) 指定避難所ごとの避難者にかかる情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。 (記載なし)
130	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 1-74,75	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第2節 指定避難所の開設・運営	5 指定避難所の管理、運営の留意点	(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度並びに入浴時の安全への配慮状況、～避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 (17) プライバシーの確保にも利用できる間仕切りパーテーション、～、ユニバーサルデザインのトイレの設置、男女ベアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 (18) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増やす、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。	(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度並びに入浴時の安全への配慮状況、～避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 (17) プライバシーの確保にも利用できる間仕切りパーテーション、～、ユニバーサルデザインのトイレの設置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 (記載なし)

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
131	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 害 -75	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第2節 指定避難所の開設・運営	5 指定避難所の管理、運営の留意点	(20)正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア(企業や団体も含む)等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。 (26)被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として在宅避難や縁故避難の勧め、体調不良者用室の確保、特別教室や体育館への避難者の誘導、テントへの避難者の誘導、テントの活用等、必要な措置を講じるよう努める。 また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。	(18)避難者自身に対してもボランティア活動への参加を呼び掛ける。(ただし、強制的にならないよう、配慮する。) (24)被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、「新型コロナウイルス感染症対策」に基づき、屋川市避難所運営指針に基づき、感染症対策として在宅避難や縁故避難の勧め、体調不良者用室の確保、特別教室や体育館への避難者の誘導、テントの活用等、必要な措置を講じるよう努める。
132	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害 -77	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第3節 緊急物資の供給		市及び府は、地震災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な被災者に対し、迅速に必要な物資を供給するよう努める。 被災者の生活の維持のため必要な水、食料、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資を始め、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。 また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。 市及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。	市及び府は、地震災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な被災者に対し、迅速に必要な物資を供給するよう努める。 被災者の生活の維持のため必要な水、食料、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。 また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。 市及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
133	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—85	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第5節 要配慮者への支援		市及び府は、要配慮者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。 また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)を被災市町村へ派遣し、支援する。	市及び府は、要配慮者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。
134	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—91	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 ライフラインの確保	6 電気通信応急対策(西日本電気通信株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支店)、ソフトバンク株式会社)	6 電気通信応急対策(西日本電気通信株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支店)、ソフトバンク株式会社)	6 電気通信応急対策(西日本電気通信株式会社(大阪支店)、KDDI株式会社(関西総支店)、ソフトバンク株式会社)
135	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—93	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第9節 交通の機能確保	3 道路施設管理者における復旧(市、府、近畿地方整備局) (1) 市の管理する道路	ウ、復旧活動等に支障を及ぼす道路汚濁情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、巡回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。	記載なし
136	地震災害応急対策・復旧対策編	地震災害—96	第1部 地震災害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第11節 住宅の応急確保		市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。	市及び府は、震災により住宅が全壊又は全焼し、住宅を確保できない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置及び住宅が半壊又は半焼し、応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するなど、必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
137	地震災害応急対策・復興対策編	地震災害—107	第1部 地震災害応急対策	第2章 応急復興期の活動	第16節 自発的支援の受入れ	1 ボランティアの受入れ	市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーケ、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等)の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。 市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等にに応じた活動を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。 (略) (3) 府の活動 ア 活動環境の整備 災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーケなどのボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。	市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等)の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。 (略) (3) 府の活動 ア 活動環境の整備 災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。
138	地震災害応急対策・復興対策編	地震災害—114	第2部 災害復興・復興対策	第1章 生活の安定	第1節 復興事業の推進		市、府を始め関係機関は、被災者の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を旨とする。また、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を旨とする。 市、府は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合には、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	市、府を始め関係機関は、被災者の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を旨とする。 市、府は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合には、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
139	南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	南海トラフ ー5		第1章 総則	第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	8 指定公共機関及び指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社関西支店	西日本電信電話株式会社大阪支店
140	南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	南海トラフ ー6		第1章 総則	第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	8 指定公共機関及び指定地方公共機関	日本放送協会(大阪放送局)	日本放送協会(大阪拠点放送局)
141	南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	南海トラフ ー16		第3章 災害対策本部の設置等	第2節 災害対策本部の組織及び運営		表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
142	南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	南海トラフ ー24		第5章 円滑な避難の確保に関する事項	第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	3 ガス[大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社]	3 ガス[大阪ガス株式会社]	
143	南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	南海トラフ ー25		第5章 円滑な避難の確保に関する事項	第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	4 通信[西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社]	4 通信[西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社]	4 通信[西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社]
144	南海トラフ巨大地震防災対策推進計画	南海トラフ ー25		第5章 円滑な避難の確保に関する事項	第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	5 放送[日本放送協会大阪放送局・各民間放送局]	5 放送[日本放送協会大阪放送局・各民間放送局]	5 放送[日本放送協会大阪拠点放送局・各民間放送局]
145	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 ー1	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	1 気象予警報 (1) 大阪管区気象台が発表する気象予警報等	気象注意報・警報は、市町村単位[豊川市]で発せられる。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称「東部大阪」や「大阪府」で発表されることもある。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼び掛ける情報や危険度やその切迫度を伝える洪水警報の主体クル(危険度分布)の情報に分かりやすく提供することと、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。	気象注意報・警報は、市町村単位[豊川市]で発せられる。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域の名称「東部大阪」や「大阪府」で発表されることもある。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼び掛ける情報や危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報に分かりやすく提供することと、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
146	風水害等応急対策・復旧対策編	等 一7	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	1 気象予警報 (2) 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報(淀川)	大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川、宇治川、木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川洪水予報実施要領に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)	大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川、宇治川、木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川洪水予報実施要領に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)
147	風水害等応急対策・復旧対策編	等 一7,8	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	1 気象予警報 (2) 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報(淀川)	氾濫危険情報等の表の変更	表
148	風水害等応急対策・復旧対策編	等 一8	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	1 気象予警報 (3) 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報(寝屋川流域)	<p><表> 寝屋川流域 氾濫注意情報 (洪水注意報) 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したか水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p><表> 寝屋川流域 氾濫注意情報 (洪水注意報) 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
149	風水害等応急対策・復旧対策編	等 一9	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	1 気象予警報 (3) 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報(寝屋川流域)	<p><表> 寝屋川流域 氾濫危険情報 (洪水警報) 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p><表> 寝屋川流域 氾濫危険情報 (洪水警報) 氾濫危険水位に到達したとき、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
150	風水害等応急対策・復旧対策編	等 一10	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	2 土砂災害警戒情報の伝達 (1) 大阪管区気象台及び府が共同で発表する土砂災害警戒情報	<p>大阪管区気象台及び府は大雨警報(土砂災害)発生中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。</p>	<p>大阪管区気象台及び府は大雨警報(土砂災害)発生中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
151	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -10	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	(2) 土砂災害警戒情報の留意点 4 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等	土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生を基礎として、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。 4 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 キキクル等の種類と概要 表修正 (表の警戒レベルに関する記載を削除)	土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生を基礎として、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。 4 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の概要
152	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -15	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第1節 気象予警報等の伝達	1 災害時の配備体制の概要	また、気象情報等収集体制の中で危機管理部長が更なる連携・強化を図るなど、風水害対策の総合的な実施体制をとる必要があると認められた場合、緊急対応体制を設ける。 表中「危機管理部長」	また、気象情報等収集体制の中で危機管理部長が更なる連携・強化を図るなど、風水害対策の総合的な実施体制をとる必要があると認められた場合、緊急対応体制を設ける。 表中「危機管理監」
153	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -18	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第2節 組織動員	3 緊急対応体制	この体制は、気象情報等収集体制を行う中で、関係部局間と更なる連携・強化を図る、風水害対策の総合的な実施体制の確保、多様な災害情報を集約した次体制への迅速な移行を目的として、危機管理部長が必要と判断した場合に、副市長が気象情報等収集体制と共に設置する。 表中「危機管理部長」	この体制は、気象情報等収集体制を行う中で、関係部局間と更なる連携・強化を図る、風水害対策の総合的な実施体制の確保、多様な災害情報を集約した次体制への迅速な移行を目的として、危機管理部長が必要と判断した場合に、副市長が気象情報等収集体制と共に設置する。 表中「危機管理監」
154	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -19	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第2節 組織動員	4 災害警戒本部による活動体制 (4) 設置手順	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
155	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -20	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第2節 組織動員	4 災害警戒本部による活動体制 (5) 職員の配備	警戒配備 部長級以上、総務担当課に加え、全職員の1/4	警戒配備 部長級以上、総務担当課に加え、全職員の1/3
156	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -21	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第2節 組織動員			
157	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -21	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第2節 組織動員			

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
158	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 等 -22	第1部 風水害応急 対策	第1章 災害警戒期の 活動	第2節 組織動員	4 災害警戒本部による活動体制 (7) 災害警戒本部の組織及び運営 ア 災害警戒本部の組織	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
159	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害 等 -24	第1部 風水害応急 対策	第1章 災害警戒期の 活動	第2節 組織動員	5 災害対策本部の活動体制 (4) 設置手順	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
160	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害 等 -25	第1部 風水害応急 対策	第1章 災害警戒期の 活動	第2節 組織動員	5 災害対策本部の活動体制 (6) 配備の伝達	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
161	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害 等 -25	第1部 風水害応急 対策	第1章 災害警戒期の 活動	第2節 組織動員	5 災害対策本部の活動体制 (7) 指揮順位	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
162	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害 等 -26	第1部 風水害応急 対策	第1章 災害警戒期の 活動	第2節 組織動員	5 災害対策本部の活動体制 (8) 災害対策本部の組織及び本部 会議の運営 ア 災害対策本部の組織	表中「危機管理部長」	表中「危機管理監」
163	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害 等 -30	第1部 風水害応急 対策	第1章 災害警戒期の 活動	第3節 警戒活動	1 気象観測情報の収集伝達 (3) 情報交換の徹底	市、府を始め関係団体は、気象観測情報等の交換 に努める。	水防管理者及び現地指導班長(枚方土木事務所 長、榎屋川水系改修工務所長、中部農と緑の総合 事務所長)は気象観測情報等の交換など、相互連 絡に努める。
164	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害 等 -39	第1部 風水害応急 対策	第1章 災害警戒期の 活動	第4節 避難の指示及び誘 導	3 高齢者等避難、避難指示、緊急 安全確保	市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及 び被害の拡大を防止するため特に必要があると認 める場合は、避難指示等を発令する。市民が自ら の判断で避難行動をとることができるよう、避難指示 等が、災害種別ごとに避難行動が必要ない地域を示し て発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レ ベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応し たとるべき避難行動が分かるように伝達する。	市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及 び被害の拡大を防止するため特に必要があると認 める場合は、避難指示等を発令する。市民が自ら の判断で避難行動をとることができるよう、避難指示 等は、災害種別ごとに避難行動が必要ない地域を示し て発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レ ベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応し たとるべき避難行動が分かるように伝達する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
165	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 41	第1部 風水害応急対策	第1章 災害警戒期の活動	第4節 避難の指示及び誘導	3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (1) 高齢者等避難	本部長(市長)は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に高齢者等避難を発令・伝達する。 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、避難行動を探りやすい時間帯に高齢者等避難を提供するよう努める。 また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。	本部長(市長)は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に高齢者等避難を発令・伝達する。 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、避難行動を探りやすい時間帯に高齢者等避難を提供するよう努める。
166	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 50	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第2節 災害広報・広聴活動	1 初期情報の把握	災害発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、防災情報システムにより、府を始め関係機関に速やかに伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。	災害発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府を始め関係機関に速やかに伝達する。
167	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 51	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第2節 災害広報・広聴活動	2 詳細な被害状況等の把握 (2)	災害情報の一元化を図るため、危機管理部長を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たる。	災害情報の一元化を図るため、危機管理監を情報掌握責任者として、災害情報の収集、総括及び報告に当たる。
168	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 56	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第2節 災害広報・広聴活動	3 災害広報活動の実施	市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られることから、指定避難所への広報誌(紙)の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。 また、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、府は要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかに安否不明者の絞り込みに努める。なお、市は必要に応じて、収集した画像情報について府等と共有を図る。	市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報誌(紙)の掲示など、各段階に応じて多様な方法により被災者の必要性に即した広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。 また、人的被害の数について広報を行う際には、府や警察等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報を活用する。
169	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 71	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第5節 目撃隊の災害派遣	4 派遣部隊の受入れ (2) 受入体制 受入体制の確立	市は、危機管理部長を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整に当たるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。	市は、危機管理監を受入責任者として、派遣部隊の指揮官と調整に当たるとともに、派遣部隊の集結及び活動拠点等を確保する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
170	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 1-79	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 医療救護活動	上段文章	また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む。)とも連携し、災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。	また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む。)に対して適宜助言及び支援を求める。
171	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 1-79	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 医療救護活動	1 基本方針	1 基本方針 (略) 大規模な災害発生時には、病院協会所属の医療機関を医療救護所等と位置づけ医療活動を行う。また、長期化する避難生活に伴い、持病の悪化や災害ストレス等による精神的問題などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。	1 基本方針 (略) 大規模な災害発生時には、病院協会所属の医療機関を医療救護所と位置づけ医療活動を行う。ただし、施設の被災状況に応じ医療救護所以外の場所に医療救護所を開設し、医療活動を行う。さらに、持病の悪化や災害ストレス等による精神的問題などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。
172	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 1-79	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 医療救護活動	2 医療情報の収集伝達体制の整備	2 医療情報の収集伝達体制の整備 市は、国、府、関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。 (1) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ア 平時の体制整備 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。 イ 発災時の対応 医療機関は、発災後直ちに被災状況及び重症度別の受入可能人数、医療ニーズ等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で入力するとともに、以後、一定時間を決めて、各医療機関の受入可能人数等の更新を行う。 (2) 関係機関との連絡体制 ア 平時の体制整備 (ア) 市及び医療機関は災害時の保健医療に関する連絡・調整窓口、情報収集提供方法、役割分担等をあらかじめ定める。 (イ) 市は、情報連絡手段を確保するために、通信機器を医療救護所等に指定された医療機関等に配置する イ 発災時の対応 市は情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に際する医療情報を収集できるように、災害時医療情報連絡員(リエゾン)を必要に応じて関係機関等へ派遣する。	2 医療情報の収集活動 (1) 市 市は、災害拠点病院、医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会の協力の下、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の入力状況の確認、代行入力等を行い、市内の医療機関の状況を把握し、速やかに府等と共有する。また、枚方寝屋川消防組合に情報提供することも、市民に対して可能な限り医療機関情報を提供する。 (2) 府 市からの報告、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、大阪府救急・災害医療情報システム、大阪府防災情報システム、府防災行政無線等を用いて被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧にかかる対策等を要請する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
173	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -80	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 医療救護活動	3 現地医療体制の整備	3 現地医療体制の整備 (1) 医療救護所 ア 医療救護所は、傷病者にトリアージ(振り分け)を行い、軽症者への応急処置を行う。中等症以上で入院が必要な場合は、市災害医療センターと調整して、搬送する。 イ 病院災害マニュアルの作成 医療救護所となる病院協会所属の医療機関は、各病院ごとに応じた災害時医療救護所マニュアルを整備する。 (2) 市災害医療センター ア 市災害医療センターは入院が必要な中等症の傷病者の受入れを行う イ 市は、災害医療センターの設置に必要な物品を整備する。 (3) 保健医療活動チームの受入れ及び配置調整 市保健医療調整本部は、各機関の医療コーディネーターと連携し、国、府等から派遣されたDMAT等外部の保健医療活動チームの受入れ及び医療救護所等への配置調整を行う。 ア 患者に対する応急処置 ウ 医療機関への搬送の要否判断及びトリアージ エ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療 オ 搬送救護 カ 被災住民等の健康管理 キ その他状況に応じた処置	3 現地医療対策 市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携して、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、市は、搬送要請等について大阪府との連携を図る。さらに、本部長(市長)は、市だけでは対応が困難な災害が発生した場合、市保健医療調整本部を通じて、大阪府保健医療調整本部へ外部の保健医療活動チームの派遣を要請する。この場合、派遣された保健医療活動チームは、災害時医療コーディネーターと連携し、医療救護所等で活動する。 (1) 市保健医療調整本部の構成 ～(略) (2) 市保健医療調整本部の役割 ～(略) (3) 救護所の設置 ～(略) (4) 保健医療活動チームの受入れ・調整 ～(略) (5) 救護所における現地医療活動 ～(略) (6) 保健医療活動チームの業務 ～(略) (7) 被災地域内医療設備の支援 ～(略)

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 -80	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 医療救護活動	4 後方医療体制の整備 4 後方医療体制の整備	4 後方医療体制の整備 市は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した「災害医療機関」との連携体制を推進する。市災害医療センターは、医療救護所と連携の上、傷病者の受入れを調整し、受入れ能力を超えた傷病者が来院した場合は、他の災害医療センター及び災害拠点病院と調整し、他の医療機関への搬送を調整する。 (1) 災害医療機関の役割 ア 災害拠点病院 (ア) 基幹災害拠点病院 災害医療に關して、都道府県の中心的役割を果たす基幹災害拠点病院は、上記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。 (イ) 地域災害拠点病院 重症患者の救命医療を行うために高度な医療を提供するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄、保健医療活動チームの受入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣、患者の広域搬送を行う。 イ 特定診療災害医療センター 府の指定する特定診療災害医療センターを対策拠点とし、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病の専門医療を行う。 (2) 病院災害対策マニュアルの作成 全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、災害応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。	4 後方医療対策 災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び災害協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する後方医療を実施する。これらの患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。 なお、負傷者の搬送にあつては、救急車を始め、消防、警察、自衛隊等のヘリコプター等の動員を求め、後方医療機関に搬送する。 (1) 受入病院の選定と搬送 ～(略) (2) 患者搬送手段の確保 ～(略) (3) 災害医療機関の役割 ～(略)

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
175	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 —81	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 医療救護活動	5 医薬品等の確保供給体制の整備	5 医薬品等の確保供給体制の整備 市は府と連携し、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。 (1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備 市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。 (ア) 災害拠点病院等の預院備蓄 (イ) 災害拠点病院 (ロ) 特定診療災害医療センター (ハ) 市災害医療センター (ニ) 医療救護所に指定された医療機関 イ 卸業者による流通備蓄 ウ 府薬剤師会医薬品備蓄センター(会堂薬局)による流通備蓄 (2) 輸血用血液の確保体制の整備 日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。	5 医薬品等の確保供給活動 (1) 市薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。 (2) 府市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認められる場合は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。 (3) 日本赤十字社大阪府支部 日本赤十字社大阪府支部は、他府県支部に応援を要請し、血液製剤の供給活動を実施する。
176	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 —81	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第8節 医療救護活動	6 患者等搬送体制の確立	6 患者等搬送体制の確立 市は府と連携し、災害時における患者、保健医療活動チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。 (1) 患者搬送 市は府と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の情報、各医療機関の医療コーディネーターからの情報に基づき適切な搬送体制を確立する。 (2) 保健医療活動チームの搬送 市は、医療救護所等における医療救護活動を行うための保健医療活動チームの派遣手段・方法を確立する。 (3) 医薬品等物資の搬送 医薬品の受け入れは、薬剤師会の協力の下、府薬務課を通じて卸売販売業救護班より各医療救護所等へ配送する。	6 被災者の精神的・心理的ケア (1) 巡回相談の実施 被災精神障害者の継続的医療の確保と指定避難所等での精神疾患の急発・急変の緊急対応を行うため、指定避難所等で巡回相談を実施する。 (2) こころのケアセンターの設置 災害時に発生する心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
177	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 等 -81	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第8節 医療救護活動	7 個別疾病及び慢性疾患対策 市は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーグ化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。	7 個別疾病及び慢性疾患対策 市及び府は、高血圧や糖尿病等の慢性疾患や専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医学会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。	
178	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 等 -82	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第8節 医療救護活動	9 関係機関協力体制の確立 市は、連絡会議等を活用し、日頃から関係機関と連携し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施などを通じ、地域の実状に応じた災害時医療体制を構築する。	追加	
179	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 等 -82	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第8節 医療救護活動	10 医療関係者に対する訓練等の実施 市は、医療救護所となる医療機関や関係機関との、災害医療訓練を実施する。	追加	
180	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 等 -82	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第8節 医療救護活動	11 市民への啓発活動 市は、市民に対して災害時の医療救護について必要な周知啓発活動を行う。	9 市民への啓発活動 トリアージについて、市民の理解を図るため周知啓発活動を行う。	
181	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 等 -82	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第8節 医療救護活動	<災害医療救護活動>の図 削除		
182	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 等 -88	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第10節 交通規制	3 緊急交通路の確保	(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応 鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切遮断について、遮断状況の 情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓閉、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。	記載なし

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
183	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一91	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第11節 公共土木施設・建築物等応急対策	5 空き家等の対策	市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。	市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。
184	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一92	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第12節 ライフラインの確保	1 被害状況の報告	(2) 関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及びフロンティア株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、供給地域内において災害により供給に障害が生じた場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。	(2) 関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及びフロンティア株式会社は、供給地域内において災害により供給に障害が生じた場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。
185	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一97	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第13節 交通の確保	2 交通の機能確保 (2) 各施設管理者における復旧 イ 道路施設(市、府、近畿地方整備局) (7) 市の管理する道路	6 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。	記載なし
186	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一99	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第15節 災害救助法の適用	2 救助の内容	災害救助法による救助の種類は次のとおりである。 ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする(要配慮者等の避難の輸送・資金贈与等を含む)。 (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他の他の食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金の貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の処置 (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた被害物の除去	災害救助法による救助の種類は次のとおりである。 (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他の他の食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金の貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の処置 (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた被害物の除去

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
187	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一101	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第16節 指定避難所の開設・運営		災害による家屋の浸水、損壊、流失、焼失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況を適切に府に報告するよう努める。また、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の円滑な管理、運営に努めるとともに、指定避難所及び指定避難所に滞在することができない被災者に対する生活環境の確保に努める。 また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。	災害による家屋の浸水、損壊、流失、焼失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設する。指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況を適切に府に報告するよう努める。また、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成する「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の円滑な管理、運営に努めるとともに、指定避難所及び指定避難所に滞在することができない被災者に対する生活環境の確保に努める。
188	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一101	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第16節 指定避難所の開設・運営	1 指定避難所の開設 (1) 指定避難所の開設	削除	オ 自主避難者の受入先は、市内の6箇所のコミュニケーションセンターとする。
189	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一104	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第16節 指定避難所の開設・運営	5 指定避難所の管理、運営の留意点	(6) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保を行う。	記載なし

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一 等一 104,105	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第16節 指定避難所の開設・ 運営	5 指定避難所の管理、運営の留意 点	<p>(1) 指定避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。</p> <p>(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度並びに入浴時の安全への配慮状況、～避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>(17) プライバシーの確保にも利用できる間仕切りパーテーション、～ユニバーサルデザインのトイレの設置、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>(18) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増やす、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(20) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア(企業や団体も含む)等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>(26) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として在宅避難や縁故避難の勧め、体調不良者用室の確保、特別教室や体育館への避難者の誘導、テントの活用等、必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。</p>	<p>(1) 指定避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等にかかる情報の把握に努め、府への報告を行う。</p> <p>(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度並びに入浴時の安全への配慮状況、～避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>(17) プライバシーの確保にも利用できる間仕切りパーテーション、～ユニバーサルデザインのトイレの設置、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>(18) 避難者自身に対してもポランティア活動への参加を呼び掛ける。(ただし、強制的にならないよう、配慮する。)</p> <p>(24) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、「新型コロナウイルス感染症対策」に基づく屋川市避難所運営指針」に基づき、感染症対策として在宅避難や縁故避難の勧め、体調不良者用室の確保、特別教室や体育館への避難者の誘導、テントの活用等、必要な措置を講じるよう努める。</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
191	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一107	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第17節 緊急物資の供給		<p>市及び府は、地震災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な被災者に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。被災者の生活の維持のため必要な水、食料、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズのの違いに配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p>	<p>市及び府は、地震災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な被災者に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。被災者の生活の維持のため必要な水、食料、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び関係機関は、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
192	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一113	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第19節 要配慮者への支援		<p>市及び府は、要配慮者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> <p>また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWT)を被災市町村へ派遣し、支援する。</p>	<p>市及び府は、要配慮者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>
193	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等一118	第1部 風水害応急対策	第2章 災害発生後の活動	第22節 住宅の応急確保		<p>市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。</p>	<p>市及び府は、震災により住宅が全壊又は全焼し、住宅を確保できない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置及び住宅が半壊又は半焼し、応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するなど、必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。</p>

変更箇所一覧(新旧対照表)

No.	編	ページ数	部	章	節	変更箇所	新	旧
194	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 —129	第1部 風水害応急 対策	第2章 災害発生後の 活動	第27節 自発的支援の受入れ	1 ボランティアの受入れ	市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーキング、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設けるなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。 市及び府は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に合わせた活動を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。 (略) (3) 府の活動 ア 活動環境の整備 災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会などボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるような環境整備を図る。	市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設けるなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。 (略) (3) 府の活動 ア 活動環境の整備 災害の状況、市から収集した市民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会などボランティア活動推進機関と「大阪災害支援活動連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるような環境整備を図る。
195	風水害等応急対策・復旧対策編	風水害等 —152	第3部 災害復旧・復興対策	第1章 生活の安定	第1節 復旧事業の推進		市、府を始め関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。 市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員のパイプラインの他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合には、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	市、府を始め関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。 なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。